

平成26年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成26年6月10日 午前10:04

○散 会 午後 2:59

○出席議員（19名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	6 番 藤 原 幸 雄	7 番 佐 藤 敏 雄
8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武	10 番 千 田 正 英
11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理 恵 子	13 番 中 川 光 博
14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄	16 番 大 谷 貞 廣
17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和	19 番 鈴 木 斌 次 郎
20 番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（1名）

5 番 澤 井 昭 二 郎

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 幸 村 公 明 兼新庁舎建設室長
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教育部長 兼教育総務課長 菅 原 一	会計管理者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生活環境課長 (部長待遇) 関 谷 良 広
総務課長 小 玉 優 子	企画政策課長 栗 山 隆 昌
財政課長 菅 原 剛	税務課長 藤 原 久 基
市民課長 門 間 正 博	高齢福祉課長 畠 山 靖 男
産業課長 小 玉 隆	都市建設課長 渡 部 智
上下水道課長 菅 原 靖 仁	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 清 孝      議会事務局次長 鈴木 整

平成26年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成26年6月10日（1日目）午前10時04分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第 1号 平成25年度潟上市一般会計予算の継続費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 2号 平成25年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 3号 平成25年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認について（平成25年度潟上市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第10 承認第 4号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 議案第34号 潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第35号 工事請負契約の締結について（追分小学校大規模改造・校舎増築工事）
- 日程第13 議案第36号 備品購入契約の締結について（公用車（市バス）購入）
- 日程第14 議案第37号 平成26年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第15 議案第38号 平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

- 日程第 1 6 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 7 議案第 4 0 号 平成 2 6 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 8 議案第 4 1 号 平成 2 6 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算  
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 9 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 1 号)  
(案) について
- 日程第 2 0 同意第 2 号 潟上市副市長の選任について
- 日程第 2 1 同意第 3 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 2 同意第 4 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 3 同意第 5 号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 4 同意第 6 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 5 選挙第 5 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 2 6 選挙第 6 号 井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員の選挙について
- 日程第 2 7 潟上市農業委員会委員の推薦の件について
- 日程第 2 8 陳情第 1 0 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制  
度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 1 5 年度政府予算に  
係る意見書採択に関する陳情書
- 日程第 2 9 陳情第 1 1 号 出戸地区コミュニティセンター健康ホール建設について

午前10時04分 開会

○議長（伊藤榮悦） ただいまの出席議員は19名であります。

なお、5番澤井昭二郎議員から、所用のため欠席の届け出がありましたのでご報告致します。

定足数に達しておりますので、これから平成26年第2回潟上市議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、4番小林 悟議員および6番藤原幸雄議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（伊藤榮悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月24日までの15日間に決定しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（伊藤榮悦） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。3番佐々木議会運営委員長。

**【議会運営委員会の報告】**

○議会運営委員長（佐々木嘉一） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、去る5月30日に委員、正副議長、当局からの説明員として市長、副市長、総務部長の出席のもとに開催されました。また、去る6月6日に委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第1号から第3号の継続費繰越計算書および繰越明許費繰越計算書等2件および承認第2号から第4号は、本会議において取り扱うことと致しました。専決処分も含め、承認第2号から4号までは、本会議において取り扱うことに致しました。議案第34号の条例改正（案）は産業建設常任委員会へ付託致します。議案第35号および第36号の契約の締結案件は本会議、議案第37号から議案第42号までの各会計の補正予算（案）は所管の常任委員会へ付託致します。同意第2号から同意第6号は、本会議において審議という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認くださいませようお願い致します。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については8名の通告者がありました。抽選の結果、6月12日木曜日の1番目に12番菅原理恵子議員、2番目に8番藤原典男議員、3番目に10番千田正英議員、4番目に14番佐藤義久議員、6月13日金曜日の1番目に17番伊藤正吉議員、2番目に4番小林 悟議員、3番目に7番佐藤敏雄議員、4番目に3番佐々木嘉一議員となりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会の審査は、各委員会とも6月16日月曜日の午前10時からの開会と致します。

湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について申し上げます。

湖東地区行政一部事務組合議会議員に1名の欠員が生じたことにより、議員の選挙を行うものであります。本日の日程として取り扱いを致します。

次に、井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員の選挙について申し上げます。

井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員が平成26年8月31日をもって任期満了となるため、後任の議員の選挙を行うものであります。本日の日程として取り扱いを致します。

次に、農業委員会委員の推薦について申し上げます。

潟上市農業委員会委員が平成26年7月19日をもって任期満了となるため、議会推薦の

委員2名を推薦するものであります。本日の日程として取り扱い致します。

次に、議員派遣の件について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修について、視察先、研修内容などの調整が整いましたので、議員派遣の手続をするものであります。議決事項でありますので、最終日の日程として取り扱いを致します。

以上が、議会運営委員会の報告と致します。

#### 【日程第4、行政報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第4、市長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

本日ここに、平成26年第2回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

先ほど表彰を受けられました5名の方々に対し、深甚なる敬意を表する次第であります。

提出議案の審議に先立ち、第1回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、新庁舎建設事業について申し上げます。

現在、新庁舎棟建設工事は順調に進んでおります。進ちょく率は20%を超えており、建物の2階部分までの鉄骨が建てられたことにより、新庁舎の大きさが実感できるようになっております。今後は、庁舎棟建設工事のほかに造成工事・外構工事・車庫棟建設工事などを予定しております。

新庁舎建設後の現庁舎等の利活用につきましては、平成25年2月の全員協議会でお示した「新庁舎建設に伴う現庁舎等利活用方針」に基づき、活用が想定される団体へ意向確認を進めながら、より具体的な「現庁舎等利活用計画」の策定作業を進めております。

この計画を作成する上で、より専門的な見地からの調査・検討を行う必要があるため、計画策定支援業務の予算を本定例会に計上しております。計画案がまとまった段階で議会のご意見を伺いたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

次に、秋田県市長会定例会の開催について申し上げます。

4月24日、本市では2度目となる秋田県市長会定例会を昭和庁舎で開催致しました。

当日は県内13の全市長が出席し、国に対する提案・要望事項37件を決定しております。閉会後はブルーホールやブルーメッセあきた、天王グリーンランドを視察していただき、本市観光施設の魅力をPRしております。

次に、八郎潟ハイツについて申し上げます。

先の議会全員協議会でご説明したとおり、昨年度実施致しました耐震診断の結果、宿泊棟につきましては耐震補強が必要であること、体育館につきましては耐震性能は確保しておりますが、屋根の筋交いについて補強が必要との診断でありました。なお、多目的ホールを含む1、2階につきましては耐震性能を確保しております。

八郎潟ハイツは昭和49年の運営開始以来、市外からの観光客はもとより、市民の皆様から様々な会合等で利用された施設であります。これまで申し述べてまいりましたとおり、本施設を閉鎖することは考えておりませんが、今後の施設のあり方、運営方法等につきましては、この後、飯田川地区自治会長連絡協議会、飯田川地区地域審議会を開催し、その意向も踏まえた上で議会の皆様と十分協議したいと考えております。

次に、大久保駅舎関連整備事業について申し上げます。

3月定例会後にJRと再度協議した結果、これまでも一般質問等でご説明しておりますように、JRからは駅舎については現時点では改築予定はなく、都市施設との合築駅舎として整備する場合は、鉄道施設（駅事務室等）以外は市の負担になるとの説明を受けております。合築駅舎および自由通路を市が整備する場合は、事業費が膨大となるため、合併特例債を活用する考えでありますが、合併特例債については県と協議した結果、駅舎改築とその周辺の整備については問題ないものの、大久保駅の東西自由通路整備については該当しないとのことでありました。そのため、自由通路部分の財政負担としては、充当できる財源がなく、すべて一般財源となるものであります。

また、駅構内に道路機能を有する東西自由通路を整備する場合には、同じ構内にあり近接する大久保踏切は廃止するようJRから求められております。大久保踏切が廃止となった場合は、別の道路確保も必要となり、現在計画中の天洋跡地への新踏切の整備後でないと交通に支障を来すこととなります。したがって、東西自由通路につきましては、駅周辺の踏切問題に一定の方向性が出てから検討しなければならないと考えております。

このような状況を勘案し、老朽化している駅舎や一番必要とされているトイレの改築、駐車場の狭隘を解消することを最優先に事業を進めてまいります。

次に、デマンド型乗り合いタクシーの実証運行について申し上げます。



公共交通の空白地域の交通手段確保のため、昭和豊川の株山・真形・草生土地区で「デマンド型乗り合いタクシー」の実証運行を概ね1年間の予定で開始致しました。4月14日には、地域の大勢の方々からもご出席をいただき、出発式を行っております。なお、開始から1カ月間の利用率は約40%であります。

今回の実証運行では、デマンド交通が有効な移動手段として活用できるかを3カ月毎に検証してまいります。

次に、潟上市多目的交流施設（豊川コミュニティセンター）について申し上げます。

昨年9月に着工致しました同施設は3月20日に完成し、4月14日に竣工式を行っております。

施設には工作体験や林業体験学習や陶芸などが行える「工作作業室」、豊川地域における歴史的・文化的資料の展示が可能な「図書展示コーナー」、卓球やバドミントンなどが行える「多目的ホール」を備え、市民の多様な目的に応じて集える複合施設となっております。今後は外構工事を進め、本格的な施設の利用開始は10月以降となる見込みであります。

次に、総合防災訓練について申し上げます。

平成24年12月28日に発表された「秋田県津波浸水想定」に基づく最大規模の津波発生時に、迅速かつ的確に避難できる能力の向上と、関連するあらゆる災害に対応できる体制の確立を図るため、5月26日の県民防災の日に東湖小学校近辺および船越水道近辺を主会場に、潟上市総合防災訓練を実施致しました。

訓練は、午前9時の防災行政無線による警報発令でスタートし、津波ハザードマップに記載された津波避難場所に避難する訓練のほか、消防署・消防団・自主防災組織・婦人会などが火災や津波などを想定した消火訓練・水防訓練・津波避難訓練・炊き出し訓練を行い、市民5,800人が参加致しました。

また、本年度は、新たに陸上自衛隊秋田駐屯地からもご協力をいただき、救急車両の装備品展示を行ったほか、NTT東日本秋田支店のご協力により「災害時伝言ダイヤル」を多くの市民から体験していただきました。

今後も、自然災害や火災など災害発生時に、迅速かつ円滑な避難および災害緊急活動が実施できるよう、防災関係機関の相互協力体制の確立と、自主防災組織の育成等による市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

訓練に参加、ご協力いただいた地域の皆様のほか、関係各位に、心より感謝申し上げます。

ます。

次に、クリーンアップ活動について申し上げます。

あきたビューティフルサンデーにあわせ毎年実施している「全市クリーンアップ」を4月13日に、また、6月1日には「八郎湖クリーンアップ」として八郎湖湖岸の清掃活動を実施致しました。いずれも早朝からの作業でありましたが、多くの市民、団体、企業等からご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

次に、びんの分別収集について申し上げます。

ごみの減量およびリサイクルを促進し、資源の有効利用を図ることを目的に、昨年度実施致しました、びん分別収集に伴うストックヤード整備工事は本年3月に完成し、びんの分別作業および保管施設として活用しております。

収集後、色別に選別されたびんは、容器包装リサイクル法に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し、ガラスびんとして再生利用されております。今後ごみの減量化・リサイクルを推進するため、分別のさらなる徹底を市民へ周知してまいります。

次に、空き家対策について申し上げます。

近年の異常気象によって建築物の倒壊、飛散等が多発していることから、被害を及ぼす以前に所有者等に適正な管理を促すため、本年3月、空き家等の適正管理に関する条例を制定し4月1日より施行しております。

本年度につきましては、前回の調査結果の追跡調査を市職員により実施し、すべての空き家について台帳化し、自治会と情報を共有したいと考えております。調査にあたっては自治会に事前にお知らせし、ご協力をお願いするとともに、緊急に対応が必要と思われるものにつきましては、市で詳細を調査し、適正管理の依頼通知を発送するなどの対応をしております。

次に、老人福祉施設整備について申し上げます。

昨年度より社会福祉法人「正和会」が整備を進めておりました地域密着型介護老人福祉施設および定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の建築工事が完了したことを受け、市では地域密着型サービス運営委員会での審議を経て、事業者指定を行っております。

同事業所は、6月1日からサービス提供を開始しており、在宅での施設入所待機者の解消とともに、要介護高齢者の在宅での生活を支えるため、日中・夜間を通じた24時間

対応の居宅サービスの充実強化が図られるものと期待しております。

次に、住民検診について申し上げます。

早朝の集団検診は5月20日から始まり、現在は昭和地区で実施しております。検診受診率の低迷が課題であることから、本年度は、未受診者対策と受診率向上を図るため、市健康生活推進協議会のご協力をいただき、検診対象者全員に「検診受診意向調査」を実施しております。

がん検診につきましては、乳がん、子宮がん、胃がん、大腸がん検診無料クーポン券事業に加え、未受診者に対しては、コールリコール事業で受診を呼びかけるなど、秋の追加集団検診での受診へ向けて、強力にがん検診を推進してまいります。

次に、予防接種事業について申し上げます。

妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれた赤ちゃんが心臓疾患や難聴、白内障などの「先天性風しん症候群」が起こる恐れがあるため、市では少子化対策の一環として、任意の「風しん予防接種」費用の全額助成を実施しております。

本年度からは接種対象範囲を一部変更し、妊娠を希望する女性とそのパートナーに対し、風しん抗体検査で予防接種が必要と判定された方を対象に実施しており、このことにつきましては、市広報やホームページを通じて周知しているところであります。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに、稲作の状況について申し上げます。

播種作業につきましては、4月第2週から第3週に多く行われております。好天が続いたことにより苗の生育は順調でしたが、苗の伸長により田植え時期はやや早めとなり、5月中旬以降が盛期となりました。今後は初期の生育を確保する上で適正な水管理の実施のほか、昨年はイネヒメハモグリバエによる被害が多く見られ、今年も越冬量から発生の予察があるため、巡回確認等で早期の対策を指導してまいります。

また、いもち病などの発生を防ぐため、余り苗の早期処理や適期防除を呼びかけ、良質米の安定生産の基礎となる肥培管理を関係機関と連携し指導してまいります。

果樹の和梨につきましては、4月が好天で推移したため開花期は平年より二日から三日早まっております。なお、4月13日から14日の強い低温によるツルの短小化が見られ、今後の果樹肥大に伴い、軸折れの発生が懸念されますので、摘果作業の徹底を指導してまいります。

花きの輪菊は、お盆向けの定植が4月下旬に終了し、好天続きであったことから、平

年より早めに生育しております。今年の出荷スタートは7月初旬頃で、市場の要望に応じた適期適量出荷に努めるとともに、病虫害防除等を徹底し良質生産に向けて指導してまいります。

なお、若手の新規生産者が増えてきておりますことから、技術の向上、知識を習得できる環境づくりを関係機関と連携して構築してまいります。

次に、多面的機能支払交付金について申し上げます。

本年度から始まった国の新たな農業・農村政策では、4つの改革が行われておりますが、その一つに「日本型直接支払制度」の創設があります。

この中で、これまでの「農地・水保全管理支払制度」にかわり、水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しするなど、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する「多面的機能支払制度」が創設されております。本市では、継続7地区、新規7地区の合計14地区で取り組むため、本定例会に関係予算を計上しております。

次に、「天王温泉くらら」について申し上げます。

昨年8月に源泉が閉塞し使用不能になったことに伴い、本年1月から新たな温泉井の掘削工事を行っており、掘削深度は計画どおりの1,000メートルに達しております。現在、揚湯試験による適正揚湯量の把握および温泉成分の分析を行っており、今後は施設までの送湯設備の工事を実施致します。また、源泉回復によるリニューアルオープンを9月に予定しており、本定例会には館内改修等の予算を計上しております。

なお、8月下旬に新たな源泉への切り替えおよび館内改修等の工事のため、数日間の臨時休業を予定しております。

次に、市道の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業を活用した道路改良事業として、大豊小学校線につきましては平成25年度より用地買収、物件補償を進めております。本年度も引き続き用地買収の協力をお願いしていくとともに、橋梁下部工事に着手してまいります。

また、大清水下谷地線のJR大清水跨線橋は、平成25年度中に新しい橋が完成し、供用を開始しております。本年度は旧橋の撤去を実施致します。

このほかに、橋梁長寿命化補修事業として豊川橋外1橋の補修工事と中島橋外4橋について詳細設計を実施するほか、市道の損傷が多く見られることから、舗装補修を中心に市民の安全な通行の確保と通学路の安全対策を実施してまいります。

なお、新庁舎周辺の市道整備につきましては、先の議会全員協議会でご説明したとおり、昨年7月の議会全員協議会以降、関係機関との協議を進めてまいりましたが、その結果を踏まえ、本定例会には関連予算を計上しております。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、学校施設整備について申し上げます。

児童生徒の学校生活の安心・安全を確保するため、計画的な施設整備を進めております。本年度は、羽城中学校の大規模改造に向けた実施設計を行うほか、追分小学校大規模改造・校舎増築工事の契約議案を本定例会に提出しております。

学校施設は非常災害発生時の地域住民の避難所として果たす役割も大きいことから、今後も計画的に施設整備を実施してまいります。

次に、国民文化祭について申し上げます。

本年10月4日から開催される「第29回国民文化祭」につきましては、本市実行委員会主催事業である「自然と暮らす・日本の原風景写真コンテスト」の実施に向け、本市名誉市民・中村征夫氏から総合プロデュースしていただき、取り組んでいるところであります。

同コンテストの作品募集は、6月30日を締め切り日としており、今後も新聞などのメディアを通じ、多数の応募を呼びかけてまいります。

また、石川理紀之助翁ゆかりの地での「草木谷撮影会」を5月25日に実施しております。撮影会には、50人の募集人員に対して市内外から50人が参加し、早乙女衣装姿による田植え作業の様子を思い思いに撮影しておりました。この撮影会での作品は、「草木谷フォトコンテスト」に応募していただき、入選作品はブルーホールに展示するとともに表彰を行うこととしております。

次に、芸術文化振興事業について申し上げます。

国民文化祭を契機とし、潟上市主催事業の主会場となる「ブルーホール」を拠点に、今後も芸術文化事業が、より活発かつ継続的に開催され、生涯学習の推進と地域の活性化に寄与することを目的に、「NPO法人・中村征夫フォトギャラリーブルーホール」の活動に対する補助金の予算を本定例会に計上しております。

同法人は、平成21年の設立以来、「ブルーホール」を主な活動場所として、写真企画展や記念講演会、著名人によるトークショーなどを毎年開催しております。今後も、様々な芸術・文化イベントが実施されることにより、市民が芸術・文化の豊かさに触れ

る機会が拡充し、心豊かな人間性の向上と交流人口の増加が期待できるものと考えております。

次に、チャレンジデーについて申し上げます。

5月28日、潟上市としては2回目となる「チャレンジデー」に参加しております。

今年は、全国で118自治体、秋田県内では23市町村が参加して行われ、本市は、昨年引き続き参加率50%以上を目標に掲げ、大分県豊後大野市との対戦で参加率を競い合いました。各種団体や関係各位への参加依頼のほか、町内会対抗や買い物ウォーキングなどの新たなイベントを取り入れて実施した結果、最終参加者数は2万5,594人、参加率は75%で金メダルを獲得し、見事、対戦相手の豊後大野市に勝利することができました。さらに、今回は昨年と比較して参加率が最も上がった自治体に贈られる「参加率アップ賞」を受賞することができました。ご参加いただきました市民の皆様、関係各位に深く感謝申し上げます。

次に、食育の推進について申し上げます。

本市では平成21年3月に策定した「潟上市食育推進計画」に基づき、様々な事業を通じて食育を推進してまいりました。この度、この計画の方針や視点など基本的な方向性は維持しながら、社会情勢の変化にあわせた目標の追加やライフステージに沿った取り組みを整理するなど、家庭・学校・地域・関係団体・行政などがそれぞれに役割を担い、互いに連携を図りながら食育を推進するため、「第2次潟上市食育推進計画」を策定致しました。

今後も市民一人ひとりが食について自ら考え、バランスのとれた健全な食生活を実践し、地域の食文化への理解と自然の恵みや食にかかわる人々への感謝の心を育む「食育」を推進してまいります。

次に、平成25年度各会計の決算につきまして、現在計数整理中ではありますが、その概要を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算見込額は173億7,100万円、歳出決算見込額約166億6,300万円、歳入歳出差引見込額約7億800万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源約5,400万円を差し引いた実質収支見込額は約6億5,400万円となっております。

主な特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約3億100万円、介護保険事業特別会計で約5,700万円、下水道事業特別会計で約3,500万円となっており、そのほかの特別会計におきましても実質収支見込額は黒字となっております。

企業会計であります水道事業会計は2,248万円の純利益となっております。

以上が、平成25年度各会計の決算概要であります。

また、本定例会には、平成25年度潟上市一般会計予算の継続費繰越計算書外2件の報告、平成25年度潟上市一般会計補正予算外2件の専決処分の承認、議案として潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例案、追分小学校大規模改造・校舎増築工事の工事請負契約の締結、公用車購入契約の締結、平成26年度潟上市一般会計補正予算（案）外5件、人事案件として副市長の選任、固定資産評価審査委員会委員3名の選任、教育委員1名の任命についての案件を提出しております。

以上が、行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第1号 平成25年度潟上市一般会計予算の継続費繰越計算書についてから 日程第7、報告第3号 平成25年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第5、報告第1号、平成25年度潟上市一般会計予算の継続費繰越計算書についてから日程第7、報告第3号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてまでを一括議題とします。

報告第1号から第3号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、第2回潟上市議会定例会提出議案について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願い致します。

報告第1号、平成25年度潟上市一般会計予算の継続費繰越計算書について。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成25年度潟上市一般会計予算の継続費通次繰越額について別紙のとおり報告する。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

2ページですが、平成25年度潟上市一般会計継続費繰越計算書の内容について申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の市役所庁舎整備事業は、平成25年度継続費総額65万

1,000円のうち支出済額を差し引きました23万1,000円を逓次繰越したものでございます。

次に、11款1項災害復旧費の災害復旧事業は、平成25年度継続費総額3,104万5,000円のうち支出済額を差し引いた2,966万1,370円を逓次繰越したものでございます。

以上の事業合計2,989万2,370円を平成26年度に逓次繰越したものでございます。

これの主な財源と致しましては、国・県支出金1,927万6,000円と地方債980万円でございます。

次に、議案書の3ページをお開き願います。

報告第2号、平成25年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

平成25年度潟上市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

4ページでございますが、平成25年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容について申し上げます。

3款民生費1項社会福祉費の老人福祉施設整備事業1億2,100万円、老人福祉施設開設準備事業2,950万円でございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費の農業基盤整備事業8,425万円でございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費の市道整備事業1億2,916万3,483円でございます。

次に、10款教育費2項小学校費の追分小学校大規模改修事業4億8,015万7,000円でございます。

次に、11款災害復旧費1項災害復旧費の災害復旧事業574万4,100円でございます。

以上の事業合計8億4,981万4,583円を平成26年度に繰越したものでございます。

これの主な財源と致しましては、国・県支出金が3億686万6,272円と地方債4億9,020万円でございます。

議案書の5ページをお開き願います。

報告第3号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

平成25年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

6ページでございますが、平成25年度潟上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算



書の内容について申し上げます。

1 款下水道費 1 項総務費の秋田湾雄物川流域下水道事業は、秋田県が実施している秋田湾雄物川流域下水道事業が年度内に完了しなかったため、同事業に対する潟上市の負担金1,814万7,000円を平成26年度に繰越したものでございます。

主な財源は、下水道事業債1,810万円でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから報告第 1 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、報告第 2 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、報告第 3 号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

【日程第 8、承認第 2 号 専決処分の承認について（平成25年度潟上市一般会計補正予算（第 1 1 号）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第 8、承認第 2 号、専決処分の承認について（平成25年度潟上市一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

承認第 2 号について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の 7 ページをお開き願います。

承認第 2 号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年 6 月10日提出 潟上市長 石川光男

8 ページでございますが、

専決処分書

平成25年度潟上市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

平成26年 3月31日 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市一般会計補正予算書（第11号）の1ページをご覧ください。

平成25年度潟上市一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,755万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億1,633万6,000円とするものでございます。

予算書の3ページをお願い致します。

第2表として、継続費補正についてご説明申し上げます。

災害復旧事業の総額については変更ありませんが、年割額を変更するものでございます。

災害復旧工事のうち510万円を平成25年度から減額し、平成26年度に追加したものでございます。これは羽白目橋災害復旧事業に係る25年度補助事業費が確定したことにより、継続費の年割額を補正するものでございます。

次に、予算書の5ページでございますが、歳入予算についてでございます。

9款1項1目地方交付税2億1,755万5,000円の内訳は、説明欄にございますように特別交付税が2億1,754万8,000円、震災復興特別交付税が7,000円であります。いずれも交付額の確定によるものでございます。

続いて、歳出についてでございますが、2款1項18目基金費は2億1,755万5,000円で、これは財政調整基金積立金でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから承認第2号について、質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 専決処分については、いわゆる交付税が確定したということで、それぞれ基金積立等で予算化を図って処分したということでございますが、先ほど市長の決算見込みについての説明との関連で若干お伺い致します。

最終予算は補正を足しまして167億1,633万6,000円ということですが、歳入歳出とも。市長の先ほどの決算見込みの段階では、歳入が173億7,100万円と、歳出が166億8,000万円ですか、それで、いわゆる当期純利益が6億7,000万円出たと非常に健全財政この上ないことでありますけれども、最終補正の167億円と、今、決算見込みの173億円、この差は何でしょうか。その辺の説明をひとつお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 3番佐々木議員にお答え致します。

一般会計補正予算11号の予算の総額167億円でございますが、そのほかに24年度から25年度への繰越明許費分とした事業経緯がございます。決算の場合、それも加味されますので、その一般会計の通常の予算額よりは増えることは、これまでも数あった内容でございます。ですから、167億円より多くても、その繰越明許費分のプラスになった分が合わさって決算となったものでございます。宜しく申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） 単純明解なことではありますが、いずれ最終補正に繰越明許費分、今それぞれ繰越計算書の額がプラスされるということでございますが、当然歳出もあるわけでありまして。そうすれば、歳出の分もそういうふうに加味されるということですか。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 3番佐々木議員にお答え致します。

歳入歳出ともに、そのようになっております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） 何かそうすれば、いわゆる繰越利益が7億、6億7,000万円になりますか。その辺は間違いありませんか。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 3番佐々木議員にお答え致します。

市長が行政報告で申し上げた額、その差額分はその内容となっているものでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第9、承認第3号 専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第9、承認第3号、専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

承認第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 議案書の9ページをお開き願います。

承認第3号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

10ページでございますが、

専決処分書

潟上市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成26年3月31日 潟上市長 石川光男

議案書の11ページから18ページに改正条例文、それから参考資料の1ページから29ページに条例の改正部分について新旧対照表を添付させていただいておりますが、改正理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月から施行されたために、関係条例の関係部分を改正し、専決処分したとしたものでございます。

主な改正内容でございますが、まず1点目としては、法人市民税法人税割を12.3%から9.7%に引き下げたものであります。これは法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資化とすることで地域間の財政力格差の縮小を図るためのものでございます。

次に、2点目と致しまして、軽自動車税の軽四輪車等の標準税額を平成27年4月以降に新規登録した車について、乗用車は1.5倍、その他は1.25倍に改正したものであります。軽の乗用車でありますと、現行の7,200円から1万800円に引き上げとなるものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
8番。

○8番（藤原典男） 自動車税について伺いたいと思います。これ、国の法律になるわけですけれども、庶民にとっては消費税が値上げされた後、毎年毎年の自動車税をまた値上げするというので、家計にとって厳しいものと思われるのですが、この税率の変更の背景というのは何なのかと、それが1つ目。

それから、自動車取得税が廃止された後は、新規登録から自動車が13年経過されたときに重課税ということで、また今の税率からまた上がるわけですけれども、これについてはなぜ13年を経過したということからなるのか、その根拠についていろいろ国会でも行ったと思うんですけれども、もしそういうふうな資料がありましたら説明を宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 8番藤原議員にお答え致します。

1点目の法人税関係の額の変更になった背景といいますか、引き上げ分4.4%が今回引き上げされるものです。その4.4%の一部を国税化し、地方交付税の原資として交付税特会に算入して、地方交付税として地方に交付するという仕組みになるとするものでございます。

それから、軽自動車税の13年経過、13年の根拠的な内容のご質問かと思いますが、普通車の平均的使用年数が県の方のお話ですと12.6年程度が平均使用年数、それを越えた13年が大体の根拠となるのではないかというご指導をいただいております。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 1点目の質問については、ちょっと答えが違っていたのじゃないかなと思うんですけれども、軽自動車税のことについてお聞きしたんですけれども、この税金の税率の変更の背景には何があるのかということをお聞きしたんですが、エコの関係だとか、それから取得税が安くなるとか、そこら辺についてその背景をお聞きしたかったということなんです。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 8番藤原議員にお答え致します。

軽自動車税の税金のアップした背景でございますけれども、今、軽自動車も能力的に

もスペース的にも、大分普通車に接近している状況でもありますし、そういう背景から軽自動車の改正、普通車に近づくような形の税金にアップするというのが今回のその目的となっております。ですから、今まで能力的にもスペース的にも大分狭かった軽自動車が、その能力もスペースも大分広くなって、居住空間もよくなったという、そういうことが今回の目的となっております。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） はい、8番。

○8番（藤原典男） この背景には自動車取得税が5%から3%に引き下げられて、その税収の収入源をどこに求めた、減収の収入源をどこに求めたのかということで個人の税金を、自動車税を上げるということだと思えるんですけども、それに間違いございませんか。

○議長（伊藤榮悦） はい、総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 8番藤原議員にお答え致します。

その内容のとおりでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。はい、2番。

○2番（堀井克見） 法治国家であるがゆえに国の地方税法が改正されることによって、当然当該自治体である潟上市の税制も変わると。その施行される時期が間に合わないために、市長の権限によって専決処分をされたという流れだと思います。

問題は、法人税に始まって、先ほども議論されております軽自動車税等々、各般にわたって大きな地方税法の改正であると私ども認識を致しております。したがって、今年がすぐ賦課されるということにはならないと思いますが、来年度以降、この改正によって潟上市の歳入部分、それから歳出の部分で、どういうふうな具体的な変化があらわれてくるのか、恐らくこれは総体的には税率のアップと、そして国の財務省において集めるものは集めて、そして地方交付税として還元するという大きな流れがあるということは容易に想像つくのでありますけれども、私ども市会議員としてやはり気になるところは、潟上市民が具体的にはどれだけの負担が来年度、あるいはまた来年度以降、強いられていくのか、そのシミュレーションというものが当然、専決処分案として出してきたおるわけですから、財政の管理上、出ていると思いますので、それぞれこの際ご提示いただければありがたいと思いますが、その内容等どういう変化があるのか、ご説明を求

めます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 税務課長。

○税務課長（藤原久基） 2番堀井議員にお答えをします。

まず、法人税の税収の見込みということでございますが、この改正によりまして1,120万円程度、約1,100万円ぐらゐの減収が見込まれております。この減収は、減収分を新たに国の方では地方法人税というものを創設する予定でございます。これによりまして、この法人税下げた分を国税化しまして、その分を各自治体の方に特別会計として交付税として繰り入れると。地域間の税額の偏りといいますか財政の格差の縮小を図ることが目的でございます。

軽自動車税の方の税収ということでございますが、先ほど県税の絡みもありましたが、軽自動車税は27年度分から増えるものと28年分から増えるものがございます。27年分から増えるものとしては、四輪乗用車と四輪貨物車、軽トラ、ワゴン車を除いたものが税収がアップとなります。その車に関しては27年度から約350万円ほどの税収の増が見込まれております。28年度から税額が増になるものは、四輪乗用車と四輪貨物車です。軽トラックとワゴン車、これが27年4月1日から28年3月31日まで取得したものについて、28年度から課税なるということですので、こちらの方は新規取得が何台あるかは、ちょっと把握できておりませんので、今現在、市の方では中古、新規というその把握はしておりませんので、そちらの方は把握できません。そういうことでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） よろしいですか。はい、2番。

○2番（堀井克見） 法人税、それから軽自動車税について、今知り得る範囲で、税務課長としては精いっぱいの答弁かなということで理解できます。

せっかくの機会でありますから、皆さんも既にご案内のとおり、国といいますか、いわゆる自民党の税制調査会等々においては、もう来年度以降、法人税が下がると、逆に、それがもうスケジュールに載っていますよね。恐らく法人税全体の中で、大きな恐らく今のアベノミクスの中で対応されてくるだろうということが、もう既にほぼ本決まりであります。そういう中で、今この法人税に手をかけたということが、来年度以降、猫の目のようにころころ変わってくるのか、そして私ども地方自治体にどういふ影響を及ぼすのかというのは、やはり相当関心と、それから先取りをしていかないと、市そのもの

の財政にもう直撃してくると思いますので、今の時点での答弁は私なりに理解できましたが、今後、見通し、あるいはまた国の税制の流れというものを、きちっと正確に先取りをして対応するということが大変重要なのではないかなと思います。その点、税務当局としてはどのような見解、考え方を持っておられるのか、最後にお問い合わせしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 市長。

○市長（石川光男） お答えします。

我々としては、国・県、あるいはそういう調査会とかの情報を把握しながら、適切に対処してまいります。こういうよりないと思います、今のところ。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） ちょっと参考までにお聞きします。

13ページの附則第8条の3に次の1項を加えるということでありましてけれども、法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋とありますが、これはいろいろ補助金をいただいて耐震補強したものについての取り扱いですが、これは潟上市においてこういう住宅がありますか。それとも、今後出てくるということですか。しかもその内容について、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原税務課長。

○税務課長（藤原久基） 3番佐々木議員にお答えをします。

今、耐震補強は潟上市にもあるかということですが、潟上市の方でもその補助と、あと、税の減免は行っております。税の減免に関しましては、建築した年度の次の年度、1年のみということですが、2分の1の税金の軽減を行ってございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立多数。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに



決定しました。

【日程第10、承認第4号、専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第10、承認第4号、専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

承認第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 議案書の19ページをお願い致します。

承認第4号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

20ページでございますが、

専決処分書

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成26年3月31日 潟上市長 石川光男

改正理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたために、条例の関係部分を改正し専決処分としたものでございます。

21ページをお開き願います。

主な改正内容でございますが、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を「14万円」から「16万円」に、介護給付金課税額にかかわる課税限度額を「12万円」から「14万円」に引き上げるものでございます。

これにより、国民健康保険税の限度額が現行の77万円から最大81万円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） これに該当する方は、ほとんどいないと思うんですけども、参考までにどのくらいの方が、何%でもよろしいですのでお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 今回、限度額の方、何人くらいというご質問ですけれども、59世帯、一応26年度に対象になった家庭と同じ額をもらっていた方だとすれば59世帯いるということになります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） よろしいですか。

○8番（藤原典男） はい。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより承認第4号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員。したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第11、議案第34号 潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第11、議案第34号、潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の22ページをお願い致します。

議案第34号、潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律第12条第1号並びに農業委員会等に関する法律施行規則第8条第3号の規定に基づき、関係土地改良区の協議により選任委員となる地区を統一選挙ごとに輪番制にすることとしているため、条例の関係部分

を改正するものであります。

23ページをお開き願います。

改正内容につきましては、「飯田川土地改良区」を「昭和土地改良区」に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第12、議案第35号 工事請負契約の締結について（追分小学校大規模改造・校舎増築工事）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第12、議案第35号、工事請負契約の締結について（追分小学校大規模改造・校舎増築工事）を議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 議案書の24ページをお開き願います。

議案第35号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料の37ページもあわせてご覧いただきたいと思っております。

契約の目的は、追分小学校大規模改造・校舎増築工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札によるものでございます。

この度の入札執行にあたっては、5つの共同企業体を指名し、契約金額は4億1,040万円で、契約の相手方は、むつみ建設・中央土建・佐々木組特定建設工事共同企業体、代表者、むつみ建設株式会社代表取締役社長佐々木徹でございます。

落札比率は99.67%でございます。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、9番。

○9番（西村 武） この落札率は、これは99.67%ということは、異常に落札額に近い、この数字だけけれども、当局としてはどのようにお考えなのか、その点まず一点です。

それともう一点は、この相指名業者ですけれども、この中で入札辞退、この長谷駒組、あるいは中田、林、3つのジョイントの方々が入札を辞退しておりますけれども、この理由等につきましては何なのか、その辺のところをひとつお答えいただきたいと思えます。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 9番西村議員にお答え致します。

落札率99.6%についてでございますが、昨年度25年度入札に付された工事の平均落札率が94.7%ですので、今回若干高いものと考えます。それから、辞退された会社の理由関係ですが、こちらの方では承知しておりません。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） よろしいですか。はい、9番。

○9番（西村 武） これまでの平均的落札率94.7%ということでございますけれども、これはかえってこういうふうには100%に近い状況であったならば、落札額を公表しない方がいいんじゃないかなと、このように思いますが、その辺のところについてはどのようにお考えなのか。

それともう一つは、せっかくこの4億1,500万円、このぐらいの金額の指名に入って、まだその理由もわからずに辞退をしたということであれば、今後このような業者にはどのように対応していくのか、その点のところをひとつお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） お答えします。

まず、1点目でございますが、我々は法律どおりにやると、公表しなければならないということになっています。

それから、2つ目については、理由もわからないので対処の仕方がありません。

以上です。

（「今後どのようにしますか。」の声あり）

○市長（石川光男） お答えします。

辞退の理由は、これは法律で書かなくてもよいということになっています。入札を辞退しますと、いいんですから、それに対して我々が、なぜ辞退したかというようなこと

を強制的にやる権限はありませんし、これからこのようなことがあれば当方にも考えがあるというような強制的なこともできませんので、やはり今までどおりの進行で、なるべく参加してほしいというだけよりありません。

○議長（伊藤榮悦） ほかに。よろしいですか。はい、9番。

○9番（西村 武） 法律に従ってやっていると、こういうことであれば、これは仕方がないけれども、余りにも高い落札額ということなのでちょっとお伺いした次第です。

それともう一つは、やはり入札辞退というのは、余りにも勝手すぎるのじゃないかなと思いますので、やはりその理由、そういうものを把握すべきではないかなと、このように思いますけれども、その点を申し上げまして質問を終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） 契約の事由、その他それぞれ事由に基づいてこういう結果だったんだろうなということですが、実はこれはあれでしょう、指名競争契約、そして特定建設工事ということで、前もって業者を指名して、それぞれの業者が、言ってみれば企業体を組んで入札したということですので、その点は非常に何と申しますか改修ということですが、特定工事の共同企業体を組ませるということの中で、そういうことで特別な何か技術的な要件とか何かあったことによって企業体にしたものですか、その点はどのようなものですか。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 3番佐々木議員にお答え致します。

共同企業体とした理由ということでご質問かと思えますけれども、潟上市建設工事に係る共同企業体取扱要綱第3条の規定に基づいて、本工事は大規模かつ技術的難度の高い工事の施工にあたることから、技術力等を結集して工事の安定的施工を確保するために、こういうふうな実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） 今、部長が申し上げたことは、それはそれとして、今回のケースはどういう具体的な、いわゆるその特別な技術を要する、特別な工法だから企業体のそれぞれのよさを出してもらうために企業体を組ませたということですが、それ、今申し上げたことは一般論としてわかりますけれども、今回はどういう部分を特定企業体を組ませたかということなんです。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 3番佐々木議員にお答え致します。

今回、特別、追分小学校がそういうしたために企業体を組んだということではなくて、25年度に実施された天王中学校体育館等、天王中学校関係でも同じような形で実施しておりますので、潟上市の前例に倣ってそういうふうに今回も実施したものでございます。以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。3番、ありますか。はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） この契約については、いずれ手続等に瑕疵がなければ、それはそれでいいわけですが、普通、特定企業体を組ませてやるとなれば、いろいろなそれぞれの各社が持っているノウハウをその工事に発揮させてもらうということで、大規模改修であれば、こういう部分はこの業者のこういうよさがあるとか、特徴があるとか、あるいはそういうことを加味して企業体を組ませるということではないかなと思っております。そこが普通の常時、企業体を組んでいるところもありますので、しかも指名競争入札で、そして組んだあげく辞退したということになれば、本当に先ほどの質問以来、いろいろなぜなのかなということが感じる次第であります。いずれこれ、入札制度の中でも、これはやはりこういうことが出てこないように、ひとつ制度をつくって運用すべきじゃないかなと思います。

それから、これはちょっと関係というか予算との関係ですが、ちょっと、実は追分小学校の増築工事費ということで6,600万円、大規模改修工事として3億9,300万円、そのほか工事管理費として4億8,000万円の繰越明許費をやっておりますけれども、この金額を足していろいろやってみますと、残工事が4,900万円しかなくなるのではないのかなというような、そんな感じをしておりますけれども、消費税分とかそういうことは、将来的に繰越明許費の中で十分予定工事できますでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 教育長。

○教育長（肥田野耕二） ただいまの質問については、あくまでも契約案件の質疑でございますので、内容等々の数字的な部分については、以前の総務委員会にも説明しながら今回入札という、この案件ですから、どうぞ常任委員会の方でできれば、いったときにお聞きしていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。8番。

○8番（藤原典男） 大規模改造ということはわかりますけれども、校舎の増改築ということで、これはなぜ増改築をしなければいけないのかというところですね。今、追分地域は大分宅地開発が進んでいまして、おうちも大分建っていますけれども、そこらをお子さんこれから増えていくということを加味しながらこういうことを考えたのか、それともどうなのかというそこら辺、増加率とかももし把握しておりましたら、考え方についてお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） その件についても、前の当初予算に計上した際に、このご意見があつてよろしいかと思ひます。そういう意味では契約案件ですので、どうぞひとつその辺ご理解願つてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。はい、2番。

○2番（堀井克見） この契約案件と、事業者が仕事を取るか取らないかという非常にこのデリケートな問題で、発言をすれば唇寒しと言ひましようか、誰それ議員が反対したとかつて言われれば困るわけですが、基本的に私は反対するものではありませんが、今までとちよつとケースが変わつているなど、縷々、今、質疑ありましたけれども、その点、私なりにちよつと捉えながら一、二点お尋ねしたいと思います。

計らずも天王中学校、昨年の大規模改修の件の今、話も出たのですが、それに前例としながら進めておると明確な総務部長の答弁がありました。私は、昨年は、教室と大規模改修はジョイント、そして改修というのはまた別の業者というような記憶しておりますけれども、今回、先ほど予算等の、内容については委員会でやつてと、これは契約締結だからということ、それでわかりますけれども、今回は教室の増設、大規模改修、合わせてもう合算で一本で出してきたと。これ、なぜ前例を踏襲したと言ひながら天王中学校のケースとは明らかに異なるのか、その点をまず一点お尋ねします。

それから2つ目は、今までも確かに、例えばクリーンセンターの16億か7億予算もつて、辞退して、12億で上がつて4億儲けたと、はっきり言へばね、そういうふうな概念、おおむねそういうこともありまして、儲けたなという感じでありましたけれども、少なくとも、これはやっぱり指名競争入札と、しかも特定のJVとなつてきますと、その業者さんたちでなければできないという技術を發揮してもらつて、未来永劫、追分小学校を立派なものにするという精神が私は根底にあると思ひます。それからいくと、

5つのJVが指名されて、5分の3が辞退すると、辞退したと。やっぱり一般的に、私はもうこの業界というか、この世界よくわかりませんが、5つのもの5分の3が辞退したときに、指名競争入札という機能が、果たして果たされておるのかなど。しかも理由は言われない、私ども議会に説明もできないし、辞退された方に聞いているかどうかも含めて開示できないとなれば、全く知らないところでやられている可能性もあるかもしれませんよ。辞退すること自体が、東日本大震災以降、資材だとか、あるいは労働者とか等々の要因があるにしても、5分の3も辞退して、しかもこれ見ますと、今まではちゃんと潟上市の事業、あるいは周辺自治体の事業には、自ら進んで事業をしている業者さんですよ。ですから、それを見ますと、どうも今回のこのむつみさんをはじめとした3社のJVが悪いということでは決してありませんけれども、どうもその時代とともに、これ、まず私ども素直に見ますと解せない、理解できないところがあるなということを感じているわけです。5つのJVを指名をして、3社が言ってみれば辞退をして、2社で指名競争入札という本来の所期のきちとした目的というのは達成可能なものでしょうか。私やっぱりかなりクエスチョンがつくんじゃないかなと、そこにやっぱりいろんなものがやっぱりあるのかなということを考えざるを得ないわけでありましてけれども、天中の前年の例とあわせて、この点2点まずお尋ねします。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 2番堀井議員にお答え申し上げます。

まず、1点目の天王中学校の改築工事とどうして違う工事の指名の仕方をしたのかということについては、天王中学校は体育館、校舎という形で、屋体と校舎という形で発注しております。今回の分については、大規模改造校舎増築工事という形で発注しております。この5分の3の辞退と、残った2社、ジョイントの2社が入札に参加したということについては、これはまさしく今、2番堀井議員がおっしゃったように、東日本大震災からずっと引き続いてきております資材の高騰、それからいろんな面のその賃金単価の上昇、これらも含めて業者が、ジョイントを組んだ業者が、これでは辞退した方がいいという判断をしたのじゃないかなと、これは仮定の話です。仮定の話です。辞退届には、先ほど市長も話したとおり、辞退届に辞退の理由は記載するところはありません。辞退届という用紙を市の方に出すということになっております。

それから、そういう形で指名競争入札そのものについては、そうすればあくまでも想定で話して恐縮ですが、5社全部辞退するということも考えられたわけですが、企業努



力によって2社は参加して工事を施工できるという判断のもとに入札に参加したということに捉えております。

以上でございます。

- 2番（堀井克見） 指名選定委員長である鑑副市長から今ご説明をいただきました。天中とは体育館と学校と、こっちは学校と教室を加えるということで、言ってみれば建物が2つにならないと、したがって天中とは違うんだよということですね。わかりました。そうすれば、今後、羽城であれ、この関連の、ほぼ耐震強化、耐震対応の事業ももう終わりに近づいておりますけれども、今後この類似の例があったらですね、むしろそれをまた今回を前例にして、疑えということは大変恐縮ですが、そういう目で見られないようにきちっと対応してほしい。

あわせて、ちょっとこの部分でつけ加えたいのは、これ皆さん、いわゆるA級というか、特定とかってつく方々ですよ。この方々もいろんな意味で企業力もあるだろうし、いろいろ企業努力ということもあるだろうし、しかしながら、地域というのは例えばこの方々をAとするならば、BとかCとかC' だとか、さまざまな業者さんおりますよ。それらもまた地域経済の活性化と雇用の確保に、私は大きな貢献をしていることもまた紛れもない事実。これがやっぱりきちっとご飯を食べていけないということになれば、潟上市そのものの経済と地域の活性化が、もう失うということに早晚なりますよ。人口減どころの話じゃありませんからね。その点からいきますと、私はやっぱり公平、平等という、当然法律に基づきながら市長を中心にしてしっかりとやっているということは私はわかりますけれども、やっぱりこういう今までにないような状態が出てきたらですね、いま一度やっぱり悪いですがきちっと脇を引き締めてやってほしいということをお願いしておきたいと思います。それにもしお答えがあったらいただきたいと思います。

それから、この5社のうちの3社が手を引いたと。恐らく大震災後のいろいろなことがあったらろうということが推察されると。理由は書かなくてもいいと、辞退と。私やっぱりね、こういう状況になってきたら、これは市長なり副市長の権限ですから介入はできませんけれども、お灸を据えると、潟上市はやっぱり毅然として潟上市政のプライドを持ってやっていくんだよということを私はこの際持つべきじゃないかなと思います。やりたい人だっていっぱいおりますよ。私の耳には入っています。ですから、そことは相当の齟齬があるなということを感じます。

あわせて、今、副市長が触れられましたけれども、人材もいない、資材もいないと。

積算というものは年々再々変わっていくと、年度ごとにね。皆さんもご案内だと思いますが、ちょっと話広がつてすみませんが、例えば本荘であれ、大館の方ですか、3月以内で発注したものの繰越明許になって、今の我が潟上市のようなものですよ。42億でやって。ところが人件費は上がっていくと、それは法律によって上がった部分は再請求できると。例えばわかりやすく言えば、42億円の庁舎がジョイントでもって、もう手間上がったんだから、もう何億って取るよ、請求するよということにもなってくる可能性もあるわけですよ。本荘ではもう2億という請求出ていますよ、既にね、消防署ですか。ですから、ちょっと話それましたけれども、それらも含めて、やっぱりこういう今までとは違った、ある意味では異常な状態で指名競争入札が行われ、言ってみれば2つのJVでもってこれ99.6%、100%ですよ。落札すると。指名競争入札の指名というのは、私は余り機能していないんじゃないかなと思いますので、これ以上は申し上げませんが、いまだかつて私も三十何年やって、先ほど特別表彰いただいたんですが、初めてです。ですから今、思い余ってちょっと言葉きつところもあったかもしれませんが、今後ですね、しっかり法律に基づいて市長はじめ副市長さんが頑張っているということは重々私それは理解しておりますし、それは認めますけれども、どうぞひとつこれを一つの契機、スタートにして、さらに脇を締めてきちっと、後ろ指の指されないようにやっていただくようお願いしたいと思います。もしこれに対する見解、市長でも副市長でもありましたら、いただければありがたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 2番、指名をしてから質問の方をお願いします。要するに、指名しなくても発言しちゃったから、今。

○2番（堀井克見） 誰が、あつ議長の指名をいただいてからということ。

○議長（伊藤榮悦） ええ。それから、今のは要望ですか、それとも当局の答弁が必要ですか。

○2番（堀井克見） 答弁ができるのであれば、市長でも副市長でもいただければありがたいと、もしなければないで結構です。

○議長（伊藤榮悦） わかりました。

石川市長。

○市長（石川光男） 2番さんにお答えします。

機能うんぬんについては、我々は法律に基づいて法律のとおりやっているということでございます。

大変不調法ですけれども、脇を締めてやってくれと、今までも脇を締めてやっています。今後とも脇を締めてやっていきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員。したがって、議案第35号工事請負契約の締結について（追分小学校大規模改造・校舎増築工事）は原案のとおり可決されました。

【日程第13、議案第36号 備品購入契約の締結について（公用車（市バス）購入）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第13、議案第36号、備品購入契約の締結について（公用車（市バス）購入）を議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 議案書の25ページをお開き願います。

議案第36号、備品購入契約の締結について。

次のとおり、備品購入契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料の39ページもあわせてご覧いただきたいと思います。

契約の目的は、公用車（市バス）購入で、契約方法は、指名競争入札によるものでございます。

このたびの入札執行にあたっては、6社を指名し、契約金額は1,645万9,440円で、契約の相手方は、秋田いすゞ自動車株式会社秋田営業所、所長舟木喜美雄でございます。

落札比率は71.39%でございます。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員。したがって、議案第36号備品購入契約の締結について（公用車（市バス）購入）は原案のとおり可決されました。

【日程第14、議案第37号 平成26年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について から 日程第19、議案第42号 平成26年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第14、議案第37号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてから日程第19、議案第42号、平成26年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第37号から議案第42号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 議案第37号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）から議案第42号までの補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書の26ページをお開き願います。

議案第37号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第37号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

189億5,640万円とするものでございます。

予算書の6ページをお願い致します。

第2表継続費補正についてご説明申し上げます。

8款2項道路橋梁費の新庁舎周辺道路整備事業は、今回新たに平成26年度から平成27年度までの2年間、総額2億4,410万円で継続費を追加するものでございます。年割額の内容についてでございますが、平成26年度の1億9,010万円の主なものは、道路改良工事1億2,600万円と道路用地購入費6,210万円でございます。平成27年度の5,400万円は、道路改良工事でございます。これらの財源につきましては、合併特例債を活用する計画でございます。

次に、第3表地方債補正について申し上げます。

道路整備事業は3億570万円に増額するもので、災害復旧事業は620万円に増額するものでございます。

次に、9ページをお願い致します。

歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

13款2項国庫補助金は854万3,000円の追加で、主なものは1目民生費国庫補助金で保育緊急確保事業費補助金683万2,000円でございます。

14款2項県補助金は786万9,000円の追加で、主なものは3目衛生費県補助金で公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金980万6,000円でございます。

18款1項繰越金は9,583万1,000円で、前年度繰越金でございます。

20款1項市債は1億7,940万円の追加で、主なものは5目土木債の道路整備事業債で、合併特例債1億7,860万円でございます。

続いて、10ページからの歳出予算について主なものを申し上げます。

はじめに、今回の補正予算では人事異動等による人件費を全体にわたって計上していることを申し上げます。

12ページをお願い致します。

2款1項16目市役所庁舎整備事業費は606万2,000円の追加で、主なものは現庁舎等利活用計画策定支援業務委託料91万2,000円でございます。現庁舎等の利活用については、今後、具体的な計画を策定し、取り組むこととしており、庁舎改修費用等の概算事業費を積算し、整備計画案を策定するものでございます。

次に、18ページをお願い致します。

4目農地費2,878万2,000円の追加で、主なものは、多面的機能支払交付金事業費負担金3,049万5,000円でございます。

次に、7款1項2目観光費は820万9,000円の追加で、天王ふれあい交流センター天王温泉くらの源泉復旧に伴う改修等でございます。

次に、19ページをお願い致します。

8款2項1目道路維持費は764万7,000円の追加で、道路維持補修工事でございます。

2目道路新設改良費は1億9,530万円の追加でございます。主なものは、道路改良工事費1億2,600万円と道路用地購入費6,730万円でございます。

次に、20ページの9款1項2目災害対策費は980万7,000円の追加で、市内避難場所5カ所にソーラー街路灯を設置するための工事でございます。

21ページをお願い致します。

10款6項1目社会教育総務費は762万3,000円の減額でございますが、芸術文化振興補助金100万円を計上しております。これは「ブルーホール」で開催する芸術文化振興事業にかかわる補助金でございます。

続きまして、議案書の27ページをお開き願います。

議案第38号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

それでは、別冊の平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ77万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,690万円とするものでございます。補正の内容は、人事異動に伴う人件費でございます。

続きまして、議案書の28ページをお開き願います。

議案第39号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

次に、別冊の平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第1号）

の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,337万2,000円とするものでございます。補正の内容は、人事異動に伴う人件費でございます。

続きまして、議案書の29ページをお開き願います。

議案第40号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

次に、別冊の方でございますが、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,568万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,675万8,000円とするものでございます。補正の内容は、人事異動に伴う人件費でございます。

続きまして、議案書の30ページをお開き願います。

議案第41号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

次に、別冊の平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ667万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,361万3,000円とするものでございます。補正の内容は、人事異動に伴う人件費でございます。

続きまして、議案書の31ページをお開き願います。

議案第42号、平成26年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

続きまして、予算書の方ですが別冊の平成26年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

収益的収入は133万1,000円の増で、主なものは受託工事収益132万4,000円でございます。

収益的支出は540万6,000円の減額でございます。

4 ページをお開き願います。

3 目受託工事費でございますが、飯田川下虻川地区の消火栓設置工事120万5,000円でございます。このほかは人事異動に伴う人件費の補正を行っております。

以上で説明を終わります。

- 議長（伊藤榮悦） ただいま11時50分ということでございます。ここで昼食のため、1時30分まで暫時休憩致します。

午前 11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

- 議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第37号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

議案第38号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第39号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託致します。

議案第40号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第41号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第42号、平成26年度潟上市水道事業会計補正予算(第1号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

副市長より、退席の申し出がありますので、これを認めます。

(副市長 退席)

【日程第20、同意第2号 潟上市副市長の選任について】

○議長(伊藤榮悦) 日程第20、同意第2号、潟上市副市長の選任についてを議題とします。

同意第2号について、提案者より提案理由の説明を求めます。石川市長。

○市長(石川光男) 同意第2号、潟上市副市長の選任について。

下記の者を潟上市副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 潟上市飯田川下虻川字上谷地55番地2

氏 名 鑑 利 行

生年月日 昭和23年11月25日

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成26年6月25日付けで潟上市副市長の鑑利行氏が任期満了となるので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得て選任しなければならないものであります。

鑑氏については、今さら私から申し上げるまでもなく、鑑氏は行財政に精通しており、人柄も円満で裏表もなく、職員の信望も厚いということで、ぜひ再任をお願いするものであります。

○議長（伊藤榮悦） これから同意第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第2号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員。したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

ここで副市長の入場を認めます。

（副市長 入場）

【日程第21、同意第3号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について から  
日程第23、同意第5号 潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第21、同意第3号から日程第23、同意第5号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題とします。

同意第3号から同意第5号について、提案者より一括して提案理由の説明を求めます。  
石川市長。

○市長（石川光男） 同意第3号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を潟上市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 潟上市天王字上出戸265番地

氏 名 菊 地 福一郎

生年月日 昭和13年5月28日

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成26年6月26日付けで潟上市固定資産評価審査委員会委員の菊地福一郎氏が任期満了となるので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得て選任しなければ

ならないものである、これが提案理由であります。

菊地さんは、お手元の略歴にも書いてあるいろいろな役職を経験しておりますが、固定資産の評価委員も平成5年から継続しております。大変まじめな方でございますので、再任をお願いするものでございます。

続いて、同意第4号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を潟上市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

#### 記

住 所 潟上市昭和乱橋字宅地家後22番地

氏 名 佐々木 博 信

生年月日 昭和26年1月28日

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成26年6月26日付けで潟上市固定資産評価審査委員会委員の奈良 勤氏が任期満了となるので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得て選任しなければならないものである、これが提案理由であります。

現職の奈良 勤さんからは、高齢でもあり、交替したいとの意向があり、同じく昭和の佐々木博信さんを選任したいということでございますが、彼は旧昭和町の税務課長等々を経験しており、固定資産にも精通している方でございますので、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、宜しくお願いを申し上げる次第でございます。

同意第5号、潟上市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を潟上市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

#### 記

住 所 潟上市飯田川和田妹川字川向1番地

氏 名 伊 藤 和 人

生年月日 昭和25年2月20日

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、平成26年6月26日付けで潟上市固定資産評価審査委員会委

員の伊藤和人氏が任期満了となるので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得て選任しなければならない、これが提案理由でありまして、伊藤さんについては23年から委員となっておりますが、大変まじめな方でありますので、再任したいというものでございます。宜しくお願い申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） これから同意第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第3号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

同意第4号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第4号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

同意第5号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第5号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、同意第5号は、同意することに決定しました。

**【日程第24、同意第6号 潟上市教育委員会委員の任命について】**

○議長（伊藤榮悦） 日程第24、同意第6号、潟上市教育委員会委員の任命についてを議

題とします。

同意第6号について、提案者より提案理由の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第6号、潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

#### 記

住 所 潟上市昭和大久保字表街道下2番地1

氏 名 菅 原 俊

生年月日 昭和24年6月5日

平成26年6月10日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成26年6月27日付けで潟上市教育委員会委員の菅原 俊氏が任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得て任命しなければならないものである、これが提案理由であります。

菅原さんについては、大変教育に明るくてまじめな方ですので、この方もぜひ再任をお願いしたいということでございます。

○議長（伊藤榮悦） これから同意第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第6号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、同意第6号は、同意することに決定しました。

#### 【日程第25、選挙第5号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第25、選挙第5号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、このことに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。議長において指名することにしたいと思いますが、このことに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。

湖東地区行政一部事務組合議会議員には、1番 鑑 仁志議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました鑑 仁志議員を湖東地区行政一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認め、ただいま指名しました鑑 仁志議員が湖東地区行政一部事務組合議会議員に当選されました。

【日程第26、選挙第6号、井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員の選挙について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第26、選挙第6号、井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。議長において指名することにしたいと思いますが、このことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。

井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員には、鎌田 久さん、鑑 仁志さん、伊藤正吉さん、伊藤榮悦を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を井川町・潟上市共有財産管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認め、ただいま指名しました4名が井川町・潟上市共有

財産管理組合議会議員に当選されました。

【日程第27、潟上市農業委員会委員の推薦の件について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第27、潟上市農業委員会委員の推薦の件についてを議題とします。

本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号及び潟上市農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の規定により、議会推薦の農業委員会委員として2人を推薦するものであります。

この件につきまして、ご意見ありませんか。はい、9番。

○9番（西村 武） 潟上市農業委員会の委員の推薦の件ですけれども、これはまず議会代表で1名だと思います。そこで、ひとつ議会の代表ということなので、全員でまず協議をさせていただきたいと、暫時休憩して、これを動議と致します。

○議長（伊藤榮悦） 賛成者1名おりますか。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤榮悦） 賛成者2名おりますので、動議は成立致しました。したがって、暫時休憩をして、全議員で大会議室の方でお話し合いをしばらくしたいと思いますので、宜しくお願いします。執行部の方、申しわけありませんが、もうちょっとお待ちください。

午後 1時47分 休憩

午後 2時33分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

今、議員の方、休憩をしてお話をしましたけれども、市民1人、それから議会から1人ということですが、お諮りします。選任の方法をいかがにしたらよろしいでしょうか、お伺いします。はい、2番。

○2番（堀井克見） 選挙をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 選挙ということですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 投票ですね。それで、このときに、それぞれ推薦母体がないければ、誰が出るのかわからないわけで、これをやっぱりはっきりしなければいけないと思います。それで、議長の方からは、まず一般の方の方は舘岡さんが今までやっているという

ことで、そういうお話を先ほどされましたけれども、このことについてはいかがでしょうか、まずは。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしということですね。そうすれば、館岡さんの当選は、議会議員選出ということで、まず確定致しました。

それで、あとは、議会の選出がどういうふうになるかということで、これはそれぞれの推薦母体というか、それはございますか。どなたか、はい。6番。

○6番(藤原幸雄) 私は、西村 武議員を推薦します。

○議長(伊藤榮悦) 西村議員の推薦ということですが、ほかに推薦の方は。はい、3番。

○3番(佐々木嘉一) 先ほどいろいろ話をしましたけれども、あの場でもお話ししましたけれども、私はこの度の議会における農業委員の推薦には、同僚議員の中川ミツハル君を適任者として推薦し、議員各位の賛同を得たく、お願いするものであります。

最近、国における規制改革として農業政策、農業委員会制度見直し、農地改革、農協改革、今後5年間の農業将来方向が大きく変わろうとしております。このときに彼は、議会の産業建設委員長として本市の将来の農政に対して、大きくかかわりを持つ立場にあると認識しております。こうしたことから、この度の農業委員の選任にあたり、彼を適任者として推薦するものであります。宜しく申し上げます。

○議長(伊藤榮悦) 議会の方の代表ということで、今の2名の方が推薦されました。この2名について…

(「議長」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) はい。

○15番(児玉春雄) 推薦する人が名前を間違っただけで推薦は、だめですよ。ちゃんと姓名をしっかり、中川光博ですよ。ミツハルではございませんよ。もう一回。

○3番(佐々木嘉一) 大変失礼しました。先ほど間違っただけで申しわけありませんが、中川光博君を適任者として推薦します。どうもすいませんでした。宜しく申し上げます。

○議長(伊藤榮悦) 今の議会からの推薦ということで、2名、中川議員と西村議員と、こういうことですので、これは投票によって決定したいと思います。

投票の方法ですけれども、それこそ準備態勢もありますので、無記名か有記、いわば記名投票かということですが、無記名投票でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)



○議長（伊藤榮悦） 無記名投票ということで、暫時休憩致します。

午後 2時37分 休憩

.....

午後 2時40分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場出入口閉鎖）

○議長（伊藤榮悦） 投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（伊藤榮悦） 中川さんと西村さん、除斥ということでございますので…

（「投票権がある。」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 投票権あるんだったら除斥しなくてもいいべ。

（「議長もあるんだか。」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 議長は、ない。

除斥はないようです。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（伊藤榮悦） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（伊藤榮悦） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は単記であります。投票用紙に推薦者の氏名を記載の上、1番議員から順次投票してください。

なお、氏だけのものは無効となりますので、フルネームで投票ください。

（投票）

○議長（伊藤榮悦） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（伊藤榮悦） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番藤原典男議員、

10番千田正英議員、11番戸田俊樹議員の3名を指名致します。3名の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（伊藤榮悦） 投票の結果を報告致します。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、西村議員9票、中川議員9票。

地方自治法第116条の規定により、議長としては中川議員の推薦を致します。

この表決の場合の116条に…

(「議長、抽選でないのか。」の声あり)

(「議長発言してるんだ。」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） ちょっと待ってください。

可否同数のときは、議長の決するところによると表決の116条に書かれておりますので…

(「この場合は選挙なんです。選挙」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 選挙事項ではありません。投票です。

(「投票だから選挙だべ。」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） いや、選挙とは認識してないです。

(「可否同数の場合は、これは議案に対しては議長採決、人事の場合は、これは抽選とかになるんじゃないですか。」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） いや、違います。はっきりと地方自治法の116条で規定されております。

(「選挙の場合、抽選でないのか。」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 選挙ではございません。

(「選挙でないのか。」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） いや、投票はしたけれども、選挙ではないというのがこれが認識がちゃんとしています。だから、一般の私たちがやっている選挙とは、これは違います。だから、そういうことで、議決の事項ですので、起立で採決するか投票で採決するかの選択だけあります。

ということで、よろしいでしょうか。

(「議長間違ってるんでね。」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 間違ってます。  
（「暫時休憩してください。」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩致します。  
午後 2時53分 休憩

.....  
午後 2時55分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開催致します。

この確認でよろしいですね。  
（「議長まだ始まってねべ。」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 始まっていますよ。はい、9番。

○9番（西村 武） では、これは間違いないですね。

○議長（伊藤榮悦） 間違いないです。

○9番（西村 武） そこを確認しておきます。

○議長（伊藤榮悦） そのようなことに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。  
（議場出入口開鎖）

【日程第28、陳情第10号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書及び日程第29、陳情第11号、出戸地区コミュニティセンター健康ホール建設について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第28、陳情第10号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書及び日程第29、陳情第11号、出戸地区コミュニティセンター健康ホール建設についてを一括議題とします。

陳情第10号と陳情第11号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号、陳情第11号は、陳情文書表のとおり総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

続きまして、鑑副市長より発言の申し出がありますので、これを許します。鑑副市長。

○副市長（鏡 利行） 貴重な時間を拝借して、一言お礼を申し述べさせていただきたい  
と思います。

今日、石川市長が提案してくださいました副市長の人事案件につきまして、皆様、全  
会一致でご承認、ご同意賜ったことを心より厚く感謝と御礼を申し上げたいと存じます。

この後、石川市長の女房役として一生懸命頑張っ、そして潟上市民の安全・安心の  
ために努力してまいりたいと、このように考えておりますので、以前にもまして議員の  
皆様のご指導、ご鞭撻のほどを宜しくお願い申し上げまして、一言お礼の挨拶とさせ  
ていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、6月12日木曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

ご苦勞様でした。

---

午後 2時59分 散会